

京都市告示第 125 号

京都市駐車場条例施行規則第 3 条ただし書の規定に基づき、京都市四条烏丸駐車場の入退場時間を次のとおり変更する。

平成 18 年 7 月 12 日

京都市長 榎本 頼兼

1 平成 18 年 7 月 14 日

変更入場時間	変更退場時間	現行入退場時間
午前 7 時 30 分から 午後 4 時まで	午前 7 時 30 分から 午後 6 時まで	午前 7 時 30 分から 午後 12 時まで

2 平成 18 年 7 月 15 日及び 16 日

変更入場時間	変更退場時間	現行入退場時間
午前 7 時 30 分から 午後 3 時まで	午前 7 時 30 分から 午後 6 時まで	午前 7 時 30 分から 午後 12 時まで

(建設局管理部建設総務課)